

社会福祉法人上の原学園 報酬及び費用に関する規定

第1条 この規定は、社会福祉法人上の原学園 定款 第 条及び 項の規定により、
役員等の報酬等及び費用については、本規定の定めるところによる。

第2条 理事長及び理事、監事、評議員の報酬等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給することができる。

- (1) 常勤、の理事長については、報酬を別表1、別表2のとおり支給することができる。
- (2) 非常勤理事長については、報酬を別表3のとおり支給する。
- (3) 理事、監事は理事会参加1回につき日当10,000円を支給する。
非常勤 理事、監事も同じとする。
- (4) 評議員は評議委員会参加1回につき日当10,000円を支給する。
- (5) 監事が会計士、税理士法人等業務契約により選任されている場合、業務契約内容により報酬を支給するものとする。
- (6) その他 非常勤役員報酬は 別紙4の場合のみ支給する。

第3条 理事会、評議委員会の交通費は開催場所に応じて、次のとおり支給することができる。

- (1) 理事長、理事、監事
理事会の開催場所より30キロ以内 3000円
30キロ以上 8000円
- (2) 評議委員
評議委員会の開催場所より30キロ以内 3000円
30キロ以上 8000円
- (3) 職員給与を支給している役員等は給与規定第15条における
旅費規程にもとづいて支給する。

第4条、その他、日当及び旅費を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 監事による定期及び臨時監査
- (2) 行政機関による監査の立会
- (3) 役員等の研修会への参加及び他事業所への視察業務
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

第5条 前条に定める業務を行った役員等には、日当として日額 5000円
並びに旅費5000円を費用弁償行うものとする。

ただし、法人から給与の支払いを受けている者は理事長が必要な業務と

認めない限り支給しないものとする。

第6条 選任委員は開催場所より30キロ以内3,000円、30キロ以上8,000円の交通費を支給する。

- (1) 選任委員は交通費以外の費用は支給しないものとする。
- (2) 法人から給与の支払いを受けているものは選任委員会が法人外部で開催された場合のみ費用を支払うこととする。

別表1

役職名	理事長	常勤の場合 月額 600,000円以内
		賞与 報酬月額(1ヶ月)を6月、12月の年2回支給する。

役職名 理事長 常勤の場合 月額 600,000円以内

別表2

役職名 理事長 職員給与を支給している場合 月額 200,000円以内
賞与
報酬月額(1ヶ月)を6月30日、12月10日の
年2回支給する。

別表3

役職名 理事長 非常勤の場合 月額 500,000円以内
賞与
報酬月額(1ヶ月)を6月30日、12月10日の
年2回支給する。

別紙4

非常勤役員 非常勤役員の報酬
医師、歯科医師又は弁護士のように高度で専門性の高い職業に従事している者で理事会が法人運営の為に必要と判断した場合のみ、次のとおり支給することとする。

月額 100,000円~400,000円以内

賞与

- (1) 非常勤役員の場合賞与は賞与を支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員の報酬額支給は理事会の承認を受けなければならない。